

## 人事交流について

厚生労働省では、専門的な知見・経験を有する医師を人事交流として受け入れています。

これは、医療の専門化・高度化がすすむ中、これまで以上に現場の実情を踏まえた施策の立案を行うことや、派遣元大学等と厚生労働省との相互理解を深めることなどを目的としています。

### 1 人事交流として厚生労働省で勤務することの主なメリット

- ・ 施策の方向性に関する意志決定に、自ら関わることができる。
- ・ 担当する分野の一線の研究者との交流により、最新の知見を得られるとともに、幅広い人間関係が得られる。
- ・ 厚生労働省内のみならず文部科学省などの他省庁の職員との人間関係が得られる。
- ・ 研究費の管理などのノウハウが得られる。

### 2 人事交流による医師が担当する主な業務

- ・ 感染症対策（予防接種、新型インフルエンザ、肝炎、HIV/AIDS など）
- ・ がん、生活習慣病、たばこ対策、難病、アレルギー
- ・ 再生医療、遺伝子治療、先進医療、治験、臨床研究
- ・ 医療IT、医療情報のデータベース
- ・ 専門医制度、臨床研修、救急医療、在宅医療、へき地医療
- ・ 母子保健、精神医療、臓器移植、食品安全
- ・ 国際保健、産業保健、放射線安全、薬害・医療訴訟

### 3 人事交流として勤務して頂ける方

医師であって、以下の3つの条件を満たす方が対象となります。

- ① 原則として医師免許取得後15年以下で保健医療に関する専門的知見を有する方
- ② 所属教室の教授等が交流期間終了後の大学等での勤務について責任を持って対応できる方
- ③ 厚生労働行政に対する熱意を有する方

### 4 処遇ならびに配属先など

- ・ 処遇については、プロパー医系技官との均衡に配慮し、医師国家試験合格年を基準として決定されます。
- ・ 配属先は所属教室やご本人の希望等をもとに決定させていただきます。
- ・ 交流期間は原則として2年になります。
- ・ 兼業（有報酬・無報酬）申請が認められれば、業務時間外に臨床現場で診療行為を行うことができますので、臨床技術の維持が可能です。

### 5 お問い合わせ先

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課 医系技官採用担当 丹藤 昌治

直通：03-3595-2171

FAX：03-3503-0183

メール：ikeisaiyo@mhlw.go.jp , tantou-masaharu@mhlw.go.jp